

発行元: 大阪市環境局

※お問い合わせは裏面をご参照ください。

令和5年8月1日現在の活動団体数

資源集団回収団体 2,519

コミュニティ回収団体 117

BACK NUMBER
バックナンバーこれまで発行したものを
ご覧いただけます

ひろげよう地域コミュニティの輪!!

コミュニティ回収通信

団体名や代表者を変更される場合は、お住いの行政区を担当する環境事業センターまで
届け出をお願いします。(※変更の日から10日以内に提出が必要です。)

年々、段ボールの排出が増えています

右のグラフは、令和元年度から令和4年度にかけてコミュニティ回収で回収された1団体あたりの段ボールの年間排出量です。近年は生活様式の変化から宅配利用者が急増し、家庭から排出される段ボールの量は年々増えています。

段ボールは新聞や雑誌に比べると、比較的サイズが大きいものが多く、かさばるものとなります。また、最近の原油価格

の高騰は輸送コストに大きく影響しており、収集車両に可能な限り多くの古紙を積むことが重要になっています。

段ボールの出し方について、再生資源事業者よりコミュニティ回収・資源集団回収実施団体の皆さんにご協力のお願いがありますのでご紹介させていただきます。

詳しくは裏面をご参照ください。

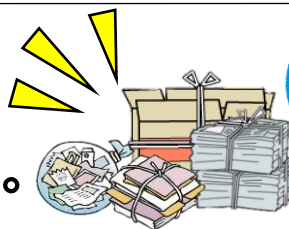
1団体あたりの年間段ボール排出量(コミュニティ回収)



収集効率の向上にご協力ください



① コミュニティ回収は収集曜日の
午前9時までに必ずお出してください。

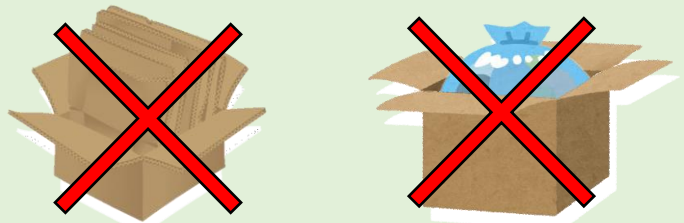


② ごみの出し方のルールに従ってお出してください。

※段ボールは必ず折りたたんで10枚程度までをひもで束ねてください。

再生資源事業者
からのお願いです

必ず折りたたんでください

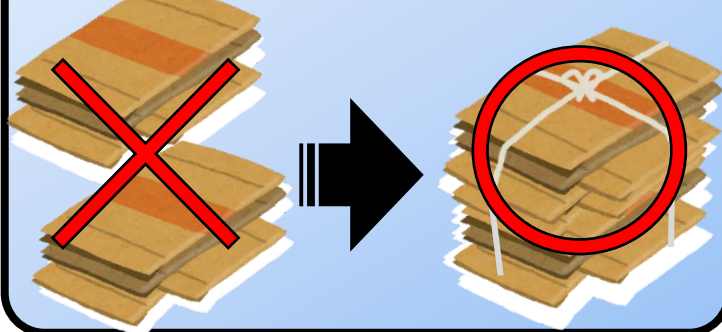


段ボール イン 段ボール 段ボール イン ごみ

全て折りたたんでください。

資源物が汚れない様にしてください。

複数枚を束ねてください

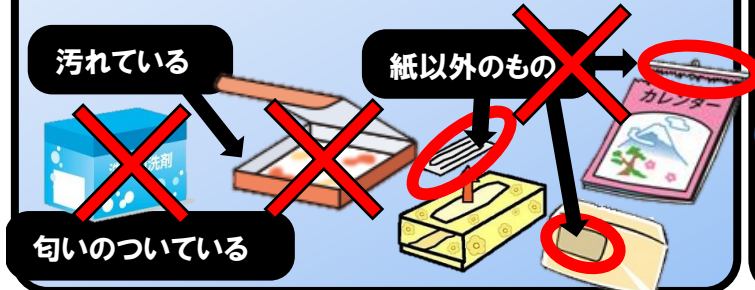


③ きっちり分別してください。（対象外の場合は古紙・衣類に出さないでください）

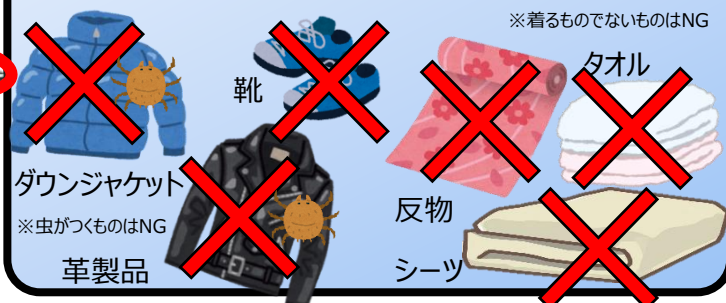
古紙：汚れたものや匂いのついているもの、紙以外のものは普通ごみにお出してください。

衣類：汚れている物、破れている物、靴やシャツ、カーテン、布団などは衣類として出さないでください。

古紙として出さないでください



衣類として出さないでください



規則・要綱に基づく、届出書の提出ルールにご注意ください

代表者など届出いただいている内容に変更が生じた時は、必ず**10日以内**に下記の指定様式による届出が必要となります。
なお、電話による代表者の変更はできませんのでご了承ください。

コミュニティ回収団体	コミュニティ回収実施団体届出事項の変更届出書（第2号の1様式）
資源集団回収団体	資源集団回収実施団体届出事項の変更届出書（第2号の3様式）

団体の名称の変更の際は**変更後の名称を確認できる書面（会則等）**を、代表者が変更の際は変更後の代表者が確認できる書面**会則等（役員構成図等含む）**を添付してください。

また、資源集団回収団体を中止する、又は6カ月以上休止する場合は、活動を中止又は休止する前に**資源集団回収実施団体休止等申出書（第2号の4様式）**を環境事業センターに提出してください。

コミュニティ回収・資源集団回収に関するお問い合わせは、お住いの行政区を担当する環境事業センターまで

北区・都島区・淀川区・東淀川区	東北環境事業センター ☎ 6323-3511	西区・港区・大正区	西部環境事業センター ☎ 6552-0901
旭区・鶴見区・城東区	城北環境事業センター ☎ 6913-3960	東成区・生野区	東部環境事業センター ☎ 6751-5311
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター ☎ 6477-1621	住之江区・住吉区	西南環境事業センター ☎ 6685-1271
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター ☎ 6714-6411	阿倍野区・西成区	南部環境事業センター ☎ 6661-5450
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所 ☎ 6567-0750	平野区	東南環境事業センター ☎ 6700-1750
		家庭ごみ減量課	☎ 6630-3259